人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

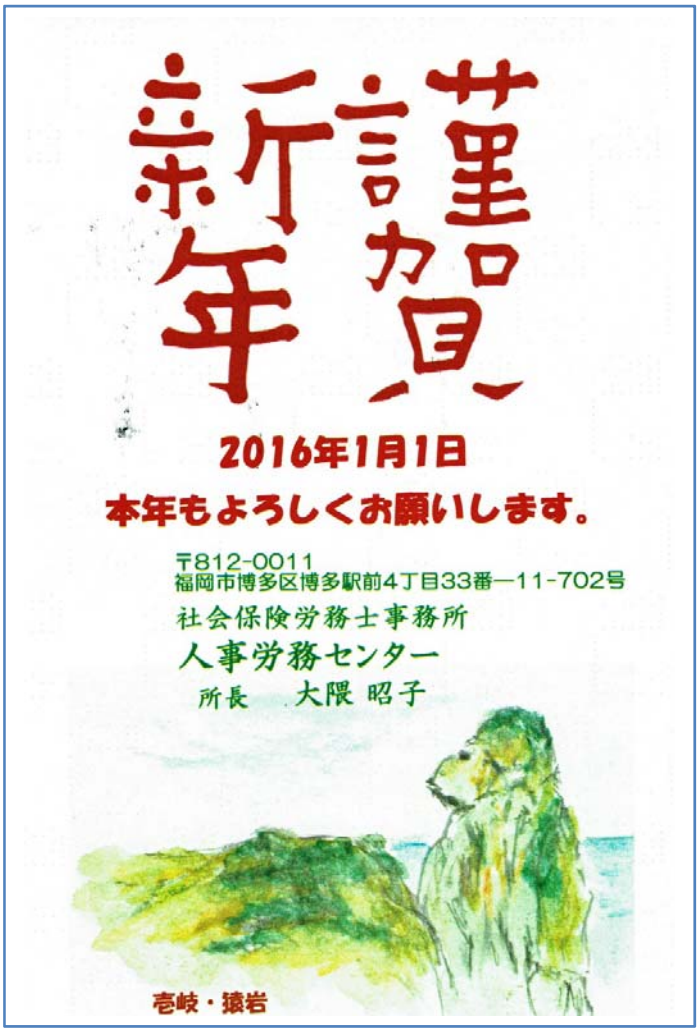

２０１６年の
年頭にあたって

大 隈 昭 子

２０１６年初日の出（壱岐市芦辺町・左京鼻）

　ことしは、社会保険労務士事務所を開業して６年目を迎えます。

　開業にあたって、私は、“４０年間、福祉や保育の現場で働いた経験を活かしたい”“女性が働き続けるためにいくらかでも役に立てることがあれば、お手伝いをしたい”との思いがありました。

　この５年間は、幸いにも多くの事業所の皆さんと出会い、さまざまな業務に取り組むことが出来ました。

　初めて経験する業務や業種も沢山ありました。

　そんな中で、励まされ元気をもらえる仕事に感謝しつつ精進するつもりです。

　２０１６年もまた、これまで以上に、事業の発展と雇用環境の改善のための情報をお知らせしたいと思います。

　また、社会保険や労働保険の手続き等に関するご質問には、丁寧に、そして迅速にお答えし、業務を遂行することをモットーに、さらに奮闘したいと思います。

　本年もどうぞ、よろしくお願い致します。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

注連飾りで事務所も新年を迎えました。

　事務所は、毎年、注連飾りをして、新年を迎えます。

　この注連飾りは、親戚のおじさんの手作りです。

介護保険とマイナンバー

Q&A

Q：　マイナンバー制度の運用開始にあたって、介護保険サービスの適用や受給申請時などに個人番号の記入が義務化されると聞いたのですが、本当ですか？

A：原則的には、介護保険制度の利用者がおこなう場合は、個人番号の記載をするよう通達が出されています。

Q：本人が認知症等で明確な意思表示ができない場合はどうなるのでしょうか？

A：その場合、成年後見人制度等による代理権者がいる場合には、その代理権者が、利用者に代わって個人番号の記載をするものと定められています。

Q：利用者本人が認知症等によって代理権の授与が困難な場合はどうなるのでしょうか？

A：その場合の個人番号の記載等の取扱いについては、平成２７年１２月１５日付けの厚生労働省の事務連絡が出されています。

Q：それは、どのような内容ですか？

A：厚生労働省の事務連絡では「認知症が進むなどで、自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者には記入の免除を認める」こととされ、「申請書に個人番号を記載せずに市町村に提出すること」とされています。

“はらほげ地蔵”

正月の帰省の折、壱岐の“はらほげ地蔵”を訪ねました。

このお地蔵様は、八幡浦の海中に祀られている。以前は、満潮時には海中に没することもあったようです。

そのため、お地蔵様のおなかの部分には丸い窪みがあり、そこにお供え物をしたと伝えられています。

現在は、海岸近くに移設され、お地蔵様の足元が海中に没する状況です。

この地域は、現在も海女さんがウニやサザエ漁をおこなっています。

あとがき

年賀状のコメントを紹介します。「いつも通信ありがとう」「頑張りに元気をもらっています」「ニュースに刺激をもらってます」「写真がきれい、気軽に読めて楽しい、濃い」などです。私こそみんなの感想に元気と勇気をもらっています。通信を発行し始めて４年目です。まだまだ続けていきたいと思います。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センターホームページ

http://roumu.b-souken.com

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

シンビジューム 5年ぶりに開花

５年前一念発起して「人事労務センター」を開業しました。

退職にあたって、多くの皆様から退職祝いの会を開いていただき、身に余ることで、大変恐縮し、感謝いたしました。

その際、退職祝いにと「シンビジューム（福娘）」の鉢をいただいていました。

その花が終わった後、庭の片隅に置いたままになっていましたが、昨年の暮れに「なにか新しい芽でてきたなぁ」と思っていましたら、なんと花芽でした。

少しずつ蕾をふくらませていましたが、２月になってやっと開花しました。

蘭の花を育てるのは、なかなか難しいと言われますが、ずーっと葉っぱだけがすくすくと茂っていたのですが、５年ぶりにこんなにきれいに咲きました。花が終わったら株分けして、これからは大事に育てます。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

香椎宮 節分祭

節分を前に、福岡市東区の香椎宮の山門に大きなおたふく面が飾られました。

香椎宮の本殿は、「香椎造」という独特の建築様式で、国指定の重要文化財に指定されています。

境内には、「神功皇后が三韓より当地へご帰還の際に」「鎧の袖に挿していた杉枝を植えた」（香椎宮略誌）と言われるご神木の綾杉がそびえ立ち、飛び地境内には、寿命を延ばすといわれる霊泉「不老水」があります。

また、神の道と言われていた「勅使道」には、大きな楠並木が続いています。

この宮をたびたび訪れ参拝するのは、この境内のすぐ脇に、障がい者の「就労継続支援Ｂ型事業所ホーキーズ」が開設されており、毎日、１０数名のみなさんが就労されています。

この事業所で職業指導や生活支援をされている職員のみなさんの社会保険・労働保険の手続きの代行などお手伝いをしているからです。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

非常勤の年末年始休暇の給与

Q&A

Ｑ：年末年始の休暇は、非常勤の職員にも給与を払うべきですか？

Ａ：年末年始休暇は、就業規則ではどう規定されていますか？

Ｑ：就業規則では、年末年始の休暇を特別休暇とし、正規職員（月給制）については「通常の給与を支払う」としていますが、非常勤の職員は別に定めることとして雇用契約書で時間給を決めています。

Ａ：その雇用契約ですと非常勤の職員の場合は、時給を決めた契約となっていますので、勤務しない年末年始休暇については、給与を支払う必要はないと思われます。

一面の銀世界

４０年ぶりの大雪で庭も道路も

１月２３日の土曜日から降り出した雪は、どこまでも真っ白でうっとり見とれてしまいました。

まばゆいほどの銀世界とは、こんな風景をいうのでしょうか？

日曜日の朝は、庭一面の雪に心躍る気分です。何にもしないで、部屋から深々と降る雪を眺めながら至福の時を過ごしました。

一歩、外に出ると子どもたちの大歓声が・・。大人も子どもも一緒になって、雪だるま作りに夢中になっていました。

お父さんやお母さんも経験したことのない積雪だったのでしょう。

あとがき

「初日の出、お地蔵さんの写真にほっこりした気持ちになり、幸せをかんじました」とのお便りは、奈良からいつも感想を寄せてくれるＹさん。先輩からの感想メールに、毎回励まされています。

今年は、神社詣でが続いています。

壱岐の住吉神社、月読神社、国片主神社、佐賀鹿島の祐徳稲荷神社、福岡の大宰府天満宮、香椎神宮などなど。急に信心深くなったわけでもありませんが、「家内安全と健康で幸せに暮らせますように」と手を合わせています。

また、誰かの影響をうけて、神社に行く度に「朱印書」をもらえるという楽しみを見つけた連れ合いの影響かもしれません。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

島原城下ひなめぐり

島原市のアーケードを訪れるとショーウインドウに雛飾りが飾られていました。

これは毎年行われている「島原城下ひなめぐり」。島原城観光復興記念館を主会場に武家屋敷や市内の商店街、旅館、ホテルなど約１０００ヶ所に、押し絵雛や豪華な七段飾り、市民手作りのおひなさまなど約３，０００体の人形が飾られていました。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

スタコラ

「人類の危機」

大隈　昭子

“若し、大事件が突発して、地球上のどこかで、ボタン一つおせば、
どんな大都会でも、
一瞬にして壊滅してしまうだろう
ここらで、人類悉く（ことごとく）が
真剣に考えるべきではないか
人間のする事は、人間の幸福のためであらねばならぬとつくづく祈らずには
居られない。“

昭和３３年８月　　北村　西望

長崎県島原市の島原城内には「北村西望記念館」があります。

北村西望氏は、長崎平和公園の「平和祈念像」の作者で有名ですが、記念館にはこの平和記念像の制作過程や書なども展示され、野外彫刻園には、１４体のブロンズ像などが展示されています。

この野外彫刻園で私の目を惹いたのは「人類の危機」というブロンズ像です。２メートルを超える立像は、力強く、しっかりと大地を踏みしめています。

この作品は、昭和３３年作で「平和祈念像完成後の作品。原型は第１回日展（審査員）出品。今なお人類の平和を脅かす争い事に警告を発している。」と紹介されています。

ブロンズ像の台座には、冒頭の言葉が彫られていて、現在の世相を予言し、作品を通して北村氏の警告が聞こえてくるようでした。

屋内の展示室では、女神像や子どもをテーマにした優しい作品、獅子や虎などの力強い作品、さらに、油絵などもあり、それらの作品の一つひとつから、北村西望氏の優しさや平和を希求する情熱と迫力に魅せられてしまいました。

島原城には、何度も行き天守閣から島原市内を一望し、キリシタン史料や郷土資料に見入ったことはありましたが、城内に日本彫刻界の巨匠である北村西望記念館があることを知りませんでした。

多くの人にぜひ訪れていただきたいと思いました。

通勤時災害の場合にも解雇制限はありますか。

Q&A

Ｑ：　通勤時の交通事故で長く休んでいる従業員がいます。この場合も、労働基準法の解雇制限が適用されるのでしょうか？

Ａ：　労働基準法では、「使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間およびその後３０日間は、解雇してはならない。」（労働基準法第１９条）」と定められています。

したがって、通勤時災害は、業務上の負傷や疾病にあたらないために、解雇制限は適用されません。

Ｑ：　業務上の負傷以外に、解雇の制限が適用されることがありますか？

Ａ：　産前産後の女性が「産前産後休暇」（同法６５条）の規定によって休業する期間およびその後の３０日間は、解雇してはならない。（法１９条）」と規定されています。

海上にきらめく 光のプロムナード

雲仙市・小浜温泉

仕事の関係で、たびたび訪れる雲仙市小浜町の小浜温泉は、湯量が豊富で、街のいたる所から湯煙が上がり、誰もが利用できる“温泉蒸し釜”もあります。

１０５ｍもの日本一長い足湯も有名で何度か利用しました。

そして、さらに新しい観光スポットに出会いました。

それは、海上に煌めく１０，０００灯の光のプロムナードです。

小浜温泉の湯熱を利用して発電した電力を使用したイルミネーション、ウインターミルキーウェイです。（３月３１日まで）

あとがき

開業して５年が経過しました。

「『この本は、「うまく」伝えるための本ではない。「深く」伝えるための本である。』」から始まる“深く伝える技術”（伊藤真著）という題の本を読みました。

最近、どうも言いたいことが伝わらないと感じていたので、表題に惹かれて、一気に読んでしまいました。

内容はともあれ“あっという間に読めた”これが、率直な感想です。

◆

“私も十日恵比寿や櫛田神社の豆まきにいきました。手を合わせると落ち着きますね”２月号への感想が届きました。

こうしたお便りに元気をもらっています。これからもよろしくお願い致します。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

熊本大地震

被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます

地震列島と言われる日本に住む者としては、（いつかは自分も経験することになるかも知れない）と覚悟はしていたものの、熊本大地震の揺れには、仰天しました。

１４日の夜の地震は、まだ就寝する前でしたが、携帯電話からの「地震です！地震です！」の警報と熱帯魚の水槽の水がこぼれそうな勢いに青ざめました。

ところが、翌々日の午前１時２５分には、もっと大きな揺れ（震度５強）が続き、我が家が倒壊するのではとの恐怖で夜明けまで眠れませんでした。

震源地の熊本の状況が、テレビで映し出される度に、熊本に住む友人達のことが気がかりになり電話を入れました。

「もう家の中はぐちゃぐちゃよ、水がやっと出始めたけど、濁っているので料理には使えないの」

「夜は、怖いから避難所に行っている。３人家族で畳２枚位の広さなの」

「隣近所の人と支えあって過ごしているから大丈夫よ」

電話の向こうからは、被害の状況や避難の様子などが伝わってきました。

しかし、いつまで続くか分からない余震の恐怖、不自由な避難生活のなかで、気丈に振る舞う友人の声に、その姿が目に浮かび、涙がこぼれそうでした。

熊本へは緊急支援が求められています。

私にできることは何かと、全国の友人に状況を伝え、微力ですが、支援募金に協力しました。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

へ～“ハナズオウ”なんだ

この花なんという花？

パソコンと首っ引き。「４月の花」と調べて、やっと画像が出てきました。

毎年、春先に可憐な花が咲き、青葉が芽吹きます。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

生活習慣病予防健診は、行っていますか？

「協会けんぽ」では、３５歳以上７４歳以下の被保険者を対象に、生活習慣病予防健診を実施しています。この健診のメリットは、

１.健診メニューが豊富。

労働安全衛生法に定められた定期健康診断（約２０項目）のほか、肺がん、胃がん、大腸がん検診を含む約３０項目の検査内容。

２.健診費用の約６割を補助。

一般健診費用（最高 18,522 円）－協会けんぽ補助（最高 11,484 円）＝費用負担（最高 7,038 円）

注：医療機関によって料金は異なる。

３.特定保健指導が無料

生活習慣の改善が必要な方を対象に、保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、個別面談による特定保健指導を行います。

～社会保険ふくおか　2016.４月５月号より～

助成金情報

介護労働者雇用管理制度助成

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）に介護労働者雇用管理制度助成が創設されました。

介護事業主が「賃金制度整備計画」を提出し、賃金制度の整備（賃金テーブルの設定など）を行なった場合、５０万円、また、賃金制度整備期間終了から１年経過後・３年経過後に介護労働者の離職率が改善された場合に、それぞれ６０万円・９０万円が支給されます。

賃金制度整備計画の提出→認定　⇒　計画期間内の賃金制度整備助成　５０万円

１年経過後⇒　雇用管理制度目標達成助成（第１回）６０万円

３年経過後⇒　雇用管理制度目標達成助成（第２回）９０万円

尚、職場定着支援助成金は、平成２８年度より重点分野以外の事業所へ対象が拡大されました。詳細はおたずね下さい。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

“姫ウツギ”の花が今年も開花した。

姫ウツギは、晩春から初夏にかけて、白い小さな５弁花が次々と穂状に咲きます。この小さな、花が次々と咲く様が可愛らしくて、苗木を買って育てました。今年も沢山の花を咲かせ、楽しませてくれています。

さわるとざらつき縁にギザギザのある葉をつけてよく分枝した枝先に、しなやかな枝が花房の重みでしだれます。

この花は、別名ウノハナ（卯の花）とも言われ、４月１４日の誕生花とされています。

ウノハナ（卯の花）は、旧暦で４月（今の５月）の卯月に花が咲くことからとも、空木の花（うつぎのはな）の中間が略された呼び名ともいわれています。

花言葉「秘密」は、花名の由来である中空の幹から連想してつけられています。

花言葉「古風」は、古風な女性を思わせる花姿から連想したものだそうです。

花言葉「風情」は、白い花を垂れ下げて卯月の雨にしっとり咲く花の姿からつけられたのでしょう。

==========

あとがき

「地震大丈夫？」のメールや電話で気遣ってくれる人たちに、元気を一杯もらいました。

大変な被害の渦中で不自由な生活を強いられている熊本や大分の方々に支援の輪を広げ、一日も早い復興を願わずにはいられません。

余震がなかなか収まらない日々が続く中で、九州にある川内原発と玄海原発が心配です。人間の英知が結集出来ないのだろうかと考えてしまいます。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

有田陶器市に、はじめて行きました。

佐賀県有田町のゴールデンウイークの「陶器市」は有名です。

姪に誘われて、５月５日子どもの日を存分に楽しみました。

佐賀県に住居を移して、２０数年にもなるというのに、有田の陶器市に行くのは、今回がはじめて。姪の助言を得て、リュックと軍手でしっかり“陶器市仕様”に身を固めて出かけました。

姪の話によると、「例年より人出が少ないかも」と、熊本地震の影響かもしれません。

それでも、多くの方が訪れ、有田の街並みにズラーッと並べられた陶器を楽しんでいるように思いました。

また、有名な作家の人気窯を訪れると、立派な花器や大皿などの作品。しっかり目の保養になりました。

しかし、私の関心は、もっぱら店先に並べられたお皿やお茶碗、実用雑器の魅力です。

購入した食器（写真）は、食卓に彩と深みを添えてくれ、いっそう食欲が増すこの頃です。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

助成金情報

「介護支援取組助成金」

「介護支援取組助成金」は、新たに、平成２８年度に新設された助成金です。

この助成金は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取り組みを行なった事業所に対して支給されます。

具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（事業所内アンケート）②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）③介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

支給額は、１企業１回のみ：６０万円

・★・詳細な取組につきましては、サポートします。ご遠慮なくご相談下さい。

この他に、新設された助成金に「出生時両立支援助成金」があります。男性労働者が育児休業を取得しやすい風土つくりのための取組を行った場合に支給される助成金です。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

木苺の朱い実

庭の隅の朱い実。なんだろうとのぞくと木苺だった。

小さいころ故郷の野山で見つけると摘んで食べていた頃を思いだした。

この実は、鳥が運んできたもの。冬の間にハクレンなどの花芽を食べに来ていたヒヨドリかもしれない。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

会社役員の傷病手当金

Q&A

Q：役員が病気で療養する場合、健康保険の傷病手当金を受けることが出来ますか。

A　会社の役員も健康保険の被保険者であれば、通常の社員と同様に傷病手当金の支給対象となります。

Q　役員の場合の支給手続きはどうなりますか

A　通常、役員報酬は、実際は病気やけがで短期間会社を休んでも役員報酬は減額されない場合が殆どです。その場合、当然傷病手当金は支給されません。

Q　支給される場合の条件は？

A　原則的には、療養期間は役員報酬を一時的に不支給とすることが必要です。

Q　支給の手続きは？

A　通常の申請書の他に、株主総会または取締役会等で「療養中は一時的に役員報酬を不支給とする」ことを決議し、その議事録の写しを添付して支給申請を行います。

アザミがきれいでした春の四王寺山

久しぶりに太宰府天満宮を訪れました。

その帰りに、太宰府から宇美町に抜ける四王寺山をドライブ。頂上には、車で来られる人ばかりではなく、トレッキングで上ってこられた方などもおられ、お弁当を開いている方もおられました。

頂上からは、太宰府の街並みから、遠く筑紫野の平野が望まれました。

周りを見渡すと、春の暖かな日差しの中に、そこかしこにアザミがさいていました。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ありがとう。

母の日にプレゼントが届いた。

紀州南高梅は、甘酸っぱくて大変上品な味。お茶のお供に、そして白身魚のムニエルに添えて美味しくいただいた。

そうそう、有田焼のおしゃれなお皿にのせると格別だった。

==========

あとがき

熊本の地震の被害は甚大で、この「通信」をつくっている今も余震が続き心配です。

九州以外の友人からもメールや電話をいただきました。

「一日も早い復興を！」と言いたい思いもありますが、現実には、どれだけのことができるのかとのもどかしさを感じています。

まだまだ被災者に寄り添った支援が求められています。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

紫陽花の季節

庭のガクアジサイが今年もきれいな花を咲かせました。

ガクアジサイの花言葉は「謙虚」。アジサイの花言葉「移り気、浮気」とはちょっと違っていました。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

スタコラ　ちんぷんかんぷんとドーパミン

大隈　昭子

前回のスタコラ「たった一つのかけ算で、拍手喝采」（柿本和人）は、私にとって、ちんぷんかんぷんの内容でしたが、脳裏に閃いたのは、映画「博士の愛した数式」でした。

この映画は、素数の魅力に魅せられた天才数学者の博士（寺尾聰）が、事故によって記憶を８０分しか保持できないことから、日常の約束事などを書きこんだ小さなメモ用紙を、着用している白衣や部屋のあちこちに張り出していました。

その博士の家に家政婦としてきたシングルマザー（深津絵里）とその息子（齋藤隆成、吉岡秀隆）とのほのぼのとした交流を描いた映画で、感動したことを思い出しました。

そして、もう一つ。息子の友人と息子の二人が、広い用紙の上から下まで、数式を書きつづり、しばらくして「出来た！」「解けた！」と感動していた情景です。

私には、ちんぷんかんぷんで数学的な感動など全く理解できない世界でした。

しかし、前回のスタコラの筆者や息子とその友人には、その達成感が大きな感動だったのでしょう。

そんなことを思っていると、最近、私が表題に魅せられて一気に読んだ本「『ほら、あれだよ、あれ』がなくなる本～物忘れしない脳の作り方～」（茂木健一郎、羽生善治著：徳間書店）のことが思い浮かびました。

この本は、読めばすぐに解決できる How to ものだと思いましたが、ちょっと違って、脳内活性についての内容でした。

「人間は、新しいことに挑戦することでドーパミンが出て脳に良い」「タイミングを逃さず褒められるとドーパミンが出る」「サプライズの時にドーパミンが出る」などなど、この本の随所に脳を若々しく保つコツが紹介されています。

前回のスタコラや息子たちの感動のエピソードなどを思い浮かべながら、この本を読み、“老いない脳”の作り方を参考に、脳を活性化して一日一日をエンジョイしていけたらと思います。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

短時間労働者の社会保険

Q&A

Q：、短時間労働者も１０月から社会保険に加入しなければならないのですか？

A：同一事業主の適用事業所で被保険者の合計が、５０１人以上が見込まれる事業所（特定適用事業所という）では、平成２８年１０月より、短時間労働者も加入対象となります。

Q：加入が義務付けられる短時間労働者の要件を教えて下さい。

A：勤務時間・勤務日数が常時雇用者の４分の３未満で、以下の①～④の全てに該当する方が対象です。

①週の所定労働時間が２０時間以上であること。

②雇用期間が１年以上見込まれること。

③賃金月額が８．８万円以上であること。

④学生でないこと。

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

助成金情報　業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金の引き上げを図るためです。

◆受給できる事業主

①　事業所内で最も低い賃金の時間給を６０円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、引上げを実施すること。

②　労働者の意見を聴取の上、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善を実施すること。

③　雇入れ後６カ月以上を経過した時給８００円未満の労働者を使用している事業主であること。

◆助成金額

業務改善のための設備・器具の導入に要した費用の２分の１（上限額１００万円）。

なお、労働者が３０人以下の事業所は、導入費用の４分の３（上限額１００万円）。

業務改善計画を策定し、助成金の交付申請をした上で、労働局の交付決定通知を受けた後で、計画の実施をすることが条件です。

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

==========

葡萄が実を付ける

庭のぶどう棚にデラウエアの青い実がつきました。

昨年、バッサリと剪定したら、今年は、数個しか実がついていません。

これから夏に向けて大きくなり、やがて紫に色づきます。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

あとがき

お便りありがとうございます。

「私のうちの庭でも木苺を見つけ食べたよ」「梅肉は山芋のスライスに合わせるとおいしいよ」「有田陶器市楽しかったでしょうね。私も思い出しました。」「いつも楽しく読ませてもらってます」

発行し続けようと元気になります。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

暑中お見舞い申し上げます。

追い山が終わると博多の夏！

博多の祇園山笠は、街々の飾り山と追い山が終わると同時に博多の夏が始まります。

博多駅前の飾り山笠（九番山）をカメラに収めました。

博多駅の名店街で、レジの女性の方に「飾り山笠は観ましたか？」と聞かれました。

「ちょっとだけですね」と私が言うと、レジの女性の方からも「私、山笠を担ぐ人のお尻を観ただけ」との答えが返ってきました。

「地元の人は、いつでも観れると思って実は、あんまり観れないのかもですね」との会話になりました。

迫力満点の“追い山”は、毎年、テレビで観ています。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

助成金情報

中小企業両立支援等助成金

（代替要員確保コース）

両立支援等助成金は、従業員の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を応援する制度です。

この助成金を受給するためには、次のような要件があります。

①中小企業事業主であること。

②育児休業取得者を、育児休業終了後に原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則に規定する。

③雇用する労働者に連続して３カ月以上の育児休業を取得させ、かつ規定に基づき原職復帰させる。

④育児休業取得者の休業期間中の代替要員を雇用する。

助成金額は、

育児休業取得者１人あたり：５０万円。

１年度に延べ１０人まで支給されます。

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

トルコキキョウ

気分転換に訪れた道の駅でトルコキキョウを見つけ、買い求めました。

トルコキキョウは、北アメリカのテキサス州周辺が原産地と言われ、すらっと伸びた茎の先端に次々と咲かせる花は、豪華で気品があります。

日本には昭和１０年代から切り花用として伝わったとされていますが、品種改良により、色や花形も豊富となりウエディングブーケなどのブライダルフラワーとしても人気です。

花言葉の「すがすがしい美しさ」「優美」は、さわやかな気品と可愛らしさを合わせ持つ花姿に由来するとされています。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

健康保険の被扶養者要件

Q&A

Q：従業員の配偶者が当社の社会保険（健康保険）の被扶養者です。

その配偶者が別の会社に就職をしましたが、その事業所では、社会保険への加入手続きをしていない場合、当社はどうすれば良いでしょうか？

A：配偶者がお勤めの事業所が、法人の場合は、「強制適用事業所」に該当し、社会保険の適用事業所としての責任を果たすことが求められます。

しかし、その事業所が個人事業所で、従業員が５人未満である場合と、サービス業の一部や農林漁業などの非適用業種の事業所であれば、任意適用事業所となり、従業員の同意がなければ、加入できません。

Q：配偶者の事業所の従業員は、４人と聞いていますので、任意適用と思われますが、その場合は、当社でずっと被扶養者の取扱いで良いのでしょうか？

A：配偶者の勤務が継続し年間１３０万円以上となれば、国民健康保険への加入が求められます。

それは、健康保険の被扶養者とできる年収要件が「１３０万円未満で被保険者の半分未満が目安」とされているからです。（但し、対象者が６０歳以上または障害者の場合は、「１３０万円未満は、１８０万円未満となります）

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

真っ赤な芙蓉

夏を代表する花木の１つ、芙蓉。１つ１つの花が開く期間は短いのですが、次々に新しい花を咲かせ、夏の庭を彩ってくれます。

近所のお宅の軒下に真っ赤な芙蓉が咲いていました。

芙蓉のイメージは、淡いピンクや白い花をつけると思っていたので、珍しくて写真に収めました。

花言葉を調べると「繊細な美」「しとやかな恋人」とあります。

高さが３メートルにもなる枝に、次々に真っ赤な花を付けている芙蓉からは、とても想像できませんでした。

==========

あとがき

７月は、社会保険労務士にとって年間で最も忙しい時期です。

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の提出業務が集中するからです。

今年は、この業務に加え、助成金の支給申請等が重なり、例年にも増して忙しい日々を過ごしました。

何とか目途が立ち、３連休の最終日“海の日”に秋月まで足を伸ばし、久しぶりにホッとする時間がとれました。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

平和への祈り
８月は核廃絶へ

自宅のすぐ近くから背振山を振り返ると、８月の空はどこまでも青く広がっています。

７１年前、この暑い８月に広島、長崎に原爆が落とされ、２０万人を超える人が犠牲になり、今も被爆者の苦しみは続いています。

こんな悲惨な戦争は絶対に繰り返してはならないとの思いを強くしました。

８月６日の広島平和記念式典で、広島市内の小学６年生の中奥垂穂さんと青木優太さんがこども代表として「平和への誓い」をおこなっている姿をテレビで観て感動しました。

「平和への誓い」

「人が焼けるにおいがした」「ある者は、肌が溶けて人間には見えんかった」原子爆弾が落とされた広島の様子を、語り部の方は語ってくれました。

思い出したくない、胸が張り裂けそうだ。

被爆された人の辛さは、いつまでも、いつまでも終わることはありません。

被爆者の思いや被爆の事実を自らの体験のように､想像するのです。

聞きたくても､聞くことができなくなる日が近づいています。

一瞬で街がつぶれ、日常や夢を踏みにじられた昭和２０年(１９４５年)８月６日午前８時１５分の出来事を、

私たちは、もっと、知りたいのです。

もっと、伝えたいのです。

悲しみや苦しみを乗り越えた人々の努力によって、広島は青く澄んだ空の下、色とりどりの花が咲く街に復興しました。

この広島に、今年も、世界各地から、多くの人が訪れています。

あの日の事実を知るために、平和記念公園を巡り、平和記念資料館を見学し、語り部の方の話を聴き、原子爆弾の恐ろしさを実感しています。

そして、「あの日の出来事を伝える」と約束してくれた人たち、平和の広がりを感じました。

私たちは、待っているだけではいけないのです。

誰が、平和な世界にするのでしょうか。

夢や希望にあふれた未来は、ぼくたち、わたしたち、一人一人が創るのです。

私たちには、被爆者から託された声を伝える責任があるのです。

一人一人が、自分の言葉で、丁寧に、

戦争を知らない人へ

次の世代へ　世界の人々へ

命の尊さを　平和への願いを

私たちが語り伝えていきます。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

休職中の従業員の退職に伴う雇用保険の求職者給付

Q&A

Ｑ：病気療養のために、休職中の社員が復帰しないまま退職に至った場合は、雇用保険の求職者給付（基本手当）の受給は、できますか？

Ａ：基本手当は、一般被保険者が失業した場合に、原則として 、離職の日以前２年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して１２か月以上あれば、受給できます。

Ｑ：休職中は、無給ですが、大丈夫ですか？

Ａ：算定対象期間中に、病気や出産などで引き続いて３０日以上賃金の支払いを受けられなかった期間がある場合は、その期間を算定対象期間（合計で４年間まで）に加えることができますので、休職前の賃金額を元に基本手当の計算をすることができます。

Ｑ：病気が治癒せずに休職期間満了による雇止めの場合も受給できるのでしょうか？

Ａ：雇用保険の求職者給付（基本手当）の受給は、“働く意思と能力”があることが前提です。病気が治癒していない場合は、治癒するまでの期間受給期間を延長することができます。

※詳細な内容等は、お気軽にお尋ね下さい。

ポーチュラカの花が満開

仕事で島原に出かける時、最近はよく堤防道路を使って行き来している。

この堤防道路は、諫早湾を締め切った（あのギロチンと呼ばれた）堤防を通行できるようにした道路である。

確かに、この道路によって、島原半島はより近いものにはなったが、締め切ったままでいいはずはない。

“開門せよ”は裁判所も認めたもので一日も早い開門を願っている。

この堤防道路の途中の休憩所には、ポーチュラカの花が満開だった。

「ポーチュラカ」の花言葉に「自然を愛する」というのがある。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

あとがき

筑後川の花火大会に“花火とＢＢＱを楽しもう”と、自宅に親戚の老若男女（６歳から９０歳まで）１９名が集まって思いっきり楽しむことが出来た。

子どもも大人も『久しぶりに花火を楽しんだぁ』『良かったぁ』『きれいかったね』と。毎年恒例の行事になるかもしれない。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

秋は、もうそこ

朝倉の野辺には、もう彼岸花が咲き誇っていました。

季節の移ろいは、確実に暑い夏からみのりの秋に向かっています。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

スタコラ

障がい者福祉とヘイトクライム

大　隈　昭　子

最近、障がい者の作業所やグループホームを運営する法人から、職員研修など労務管理に関わる相談が相次ぎ、障がい者福祉について考える機会が増えています。

そんな中で、相模原市の障害者施設で、障がい者１９人もの命が奪われ、２７人が負傷するという凄惨な殺傷事件が起き、大変な衝撃を受けました。

この事件から１か月が過ぎました。この間、多くのマスコミでは障がい者を標的とした「ヘイトクライム」であると論評しました。

日本では、このところ障害者権利条約の批准（2014.1）や障害者虐待防止法（2012.10施行）、障害者差別解消法（2016.4施行）など、障がい者の尊厳と権利を保障するための法整備がすすんでいます。

しかし一方では、まだまだ虐待が後を絶たない実態や障がいを理由に差別的取扱いなどが広く残っています。

今回の事件の後、西日本新聞では先の大戦中にナチスが７万人もの障がい者をガス室で殺害した例をあげ「ヘイトスピーチが横行する社会に亡霊を呼び寄せる黒い感情が満ちてはいまいか」と警鐘を鳴らしています。

最近、障害年金の受給に関する相談が相次ぎました。

この相談の中で、障害年金制度の啓発や知識を広めるための取り組みが非常に遅れていることを痛感しています。

例えば、老齢年金はよく知られ、年金の受給年齢間近になると年金定期便が届くため「６０代になれば受け取れる年金」としてほぼ周知されています。

ところが、同じ公的年金である障害年金は、本人が請求しない限り、受給条件に該当する方に通知がくることがありません。

障害者権利条約は、2006年の第６１回国連総会で決議されていますが、日本政府が批准するまでに８年もかかり、世界で１４１番目でした。

このことに示されるように障がい者福祉に対する日本社会の遅れがありはしないかと思われてなりません。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

育児休業後の年次有給休暇

Q&A

Ｑ：育児休業を取得後に、１０月より職場復帰する社員がいますが、この社員の有給休暇の付与日数は、通常の労働者の半分の日数“２０日を１０日”と考えでよろしいでしょうか？

Ａ：年次有給休暇の請求する権利の出勤率の算定については、育児休業や産前産後休業をした期間については、出勤したものとみなさなければなりません。従って、１０月から翌年の３月までの半年間であっても、半分に制限することはできません。

Ｑ：その社員が、前年度の年次有給休暇を５日分残していますが、その５日分も加算されるのでしょうか？

Ａ：前年度の分であれば、翌年までは請求権が残っていますので、加算されます。

注）労基法３９条第８項は、産前産後や育児・介護休業以外に「業務上負傷し、又は疾病にかかり休業した期間」も同様に“勤務したものとみなす”規定が設けられています。

コミュニケーションマナー研修＝障がい者福祉施設

障がい者福祉施設であるＮＰＯ法人Ｒの「コミュニケーションマナー研修」に参加する機会を持ちました。

新開よしこさんの講義は、嫌味がなくコミュニケーションツールが自然に吸収されていく感じがあります。

この日も、いきなり始まるシンキングタイム。「どんな人と一緒に居たいですか？１分間考えて下さい」「挨拶のメリットは何？隣の方と２分間話し合ってみて」など。いつの間にか新開マジックにハマってしまう内容でした。

参加された職員のみなさんからは、「日頃見過ごしている大切な事を振り返るよい時間になりました」「マナー研修を受けたのは初めてでしたが、日頃感じていた自分の弱点を改めて感じました」「日頃忘れていることもあり、全体的に有意義な研修でした」「利用者の方々に少しでも気持ちよく生活していただく為に自分のマナーの向上を心掛けていきたいと思います」などの感想が寄せられました。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

あとがき

８月は、助成金の計画書の提出や支給申請業務が重なり、大変忙しい日々を過ごしました。

有期雇用やパートの皆さんを正規雇用へ転換すると１人あたり６０万円の助成金が支給される。人材育成のため研修計画書を提出し、実施すればその費用が助成されるなど“がんばる事業所”を支援する大変やり甲斐のある業務です。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

コスモスに秋風

暑かった夏も終わり、ようやく朝夕は涼しくなり、すごしやすくなりました。
暑かったせいか今年は、コスモスをあまり見かけないように感じていましたが、ようやく田の畔に咲くコスモスを見つけました。
日本の秋にはコスモスと黄金の稲穂が似合います。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

ノーベル文学賞
シンガーソングライターボブ・ディラン

ことしのノーベル文学賞は、アメリカのシンガーソングライター、ボブ・ディランさんが受賞した。
受賞の理由について、ノーベル賞の選考委員会は「米国の偉大な歌の伝統のなかに、新たな詩的表現を創り出した」とし、さらに「ディラン氏が現代音楽に与えた影響は大きく彼は”第２の文学”の中心的な存在だ」と評価している。

「風に吹かれて」に代表されるその歌は、１９６０年代の世相を反映したもので、日本でも、ボブ・ディランさんと同世代の人たちが共感した。

早速、書店に出かけた。

==========

法改正情報　育児・介護休業法
平成２９年１月１日改正施行

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなることが、改正のポイントとなっています。
主な改正点は、以下のとおりです。

① 介護休業の分割取得
介護を必要とする家族１人につき、通算９３日まで、３回を上限として介護休業を分割して取得することが可能になります。

② 介護休暇の取得単位の柔軟化
介護休暇および子の看護休暇の取得単位を半日（所定労働時間の２分の１）単位での取得が可能になります。

③ 介護のための労働時間短縮措置等
所定労働時間の短縮措置について介護休業とは別に、利用開始から３年の間で２回以上の利用が可能になります。

④ 介護のための残業の免除（新設）
介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、介護を必要とする家族１人につき、介護終了まで残業を免除する制度が利用可能になります。

＊なお、平成２８年８月１日以降に開始する介護休業から、介護休業給付金の支給率が、給与額の６７％にアップしています。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com

退職時の年次有給休暇

Q&A

Q：従業員が退職時に年次有給休暇（有給休暇）を請求しましたが、認めるべきですか？

A：労働基準法では“有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならない”と規定されています。

Q：就業規則で「退職に当たっては、担当業務につき所定の引継ぎをしなければならない」と規定しています。この場合はどう考えれば良いですか？

A：業務の正常な運営を図るため所定の引継ぎを求めることは当然です。
本人と協議して引き継ぎに必要な日数だけ退職日を遅らしてはどうですか。

Q：退職日を遅らすことに労働者の了解が得られない場合は、どうすれば良いでしょうか？

A：その場合は、所定の引継ぎの日数について、給与の支払いをおこなう（有給休暇の買い上げ）の方法が考えられます。

Q：有給休暇を買い上げてもいいのでしょうか？

A：有給休暇は“休みを与えること”が法の精神で、金銭の支払いによって有給休暇を与えないことは、労働基準法違反とされています。
しかし、退職時に有給休暇が残った場合は、有給休暇を買い上げても必ずしも違反とはなりません。

助成金情報　ストレスチェックに助成金

ストレスチェック助成金制度は、従業員が５０人未満の事業場で従業員のメンタルチェック制度を導入し実施すると、活用できる助成金制度です。

次のような制度を導入すると以下の助成金が活用できます。

助成額①：ストレスチェック（年１回）を行なった場合・１人につき５００円を上限に、その実費額

助成額②：ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合・産業医活動１回につき２１，５００円を上限としてその実費額
（１事業場につき３回まで）

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

あとがき

スポーツの　秋！
筑後川マラソン２０１６

いい季節になりました。

わが家から車で約１時間の「道の駅うきは」に、実りの秋を求めて出かけました。

途中、筑後川の堤防の道路にさしかかると、対岸のランニングロードを色とりどりのユニホームで走る姿がありました。

筑後川マラソン２０１６に参加した５０００人のランナーが健脚を競う長い列が続いていました。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

秋空にバルーン
2016 熱気球世界選手権大会

第２２回熱気球世界選手権大会が佐賀平野で行われました。

佐賀平野では、毎年この時期になるとバルーンフェスタとして取り組まれていますが、世界選手権として開かれるのは、第９回（1989 年）、第１３回（1997 年）に続いて３回目です。

今回の世界大会には３５か国から１０５機の色とりどりのバルーンが参加し、秋晴れの佐賀平野の上空を彩りました。

==========

マイナンバー制度ってどうなるの？

福岡市のＴ事業所から、“マイナンバーってどうなるの？”と質問があり、マイナンバー制度の説明会に伺いました。

「マイナンバー制度」は、平成２８年１月より導入された制度ですが、まだまだ取り組みは進んでいません。

特に「平成２８年の年末調整は、どうしたらよいですか？」との質問が相次いでいます。

今回の説明会では、マイナンバー制度の導入についての説明や就業規則の変更と管理規定の作成などについて説明しました。

参加者の中からは「マイナンバーってどんな意味があるの？」とか「マイナンバーを収集すると、その時点から管理が大変なんですね」などの質問や意見が出されました。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

ゴジラ出現!?

福岡県の筑前町にシン・ゴジラ出現!?の報に、さっそく出かけた。

好天気に恵まれた土曜日、田園地帯に“シン・ゴジラ”の勇壮な姿が、遅咲きのコスモスと大豆畑の真ん中に出現していました。

周りには沢山の見物客の笑顔があふれていました。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

介護休業給付の支給対象

Q&A

Q：同居していない実妹を介護するのですが、介護休業給付金の支給対象となりますか？

A：現行の育児・介護休業法は、祖父母、兄弟姉妹及び孫については「同居し、かつ扶養している」ことが要件となっていますので、この場合は対象とされません。

Q：法律が、改正されると聞いたのですが？

A：平成２９年１月１日より、育児・介護休業法が改正され、「同居し、かつ扶養している」という要件が解除されます。従って、来年以降は、同居されなくても支給対象家族とされます。

Q：その他、改正はありませんか？

A：介護休業とは別に、利用開始から３年の間で２回以上の所定労働時間の短縮措置や介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）などが規定されています。

尚：介護休業給付金の支給率が４０%から６７%にアップされています。
（平成２８年８月１日以降に開始する介護休業から適用されています。）

助成金情報　「障害者職場定着支援奨励金」

障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するもので、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

＜対象労働者＞

①雇入れ時点で次のいずれかに該当する方
・身体障害者・知的障害者・精神障害者
・発達障害者・難治性疾患のある方等

②雇入れ現在で６５歳未満

③ハローワーク、職業紹介事業者などの紹介

④雇用保険一般被保険者として雇入れ、継続して雇用すること

＜職場支援員の配置方法＞

①雇用型・・・雇用保険の被保険者として支援を実施し、引き続き雇用され支援できること

②業務委託型・・・障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと

③委嘱型・・・必要な時に支援を行うものであり、職場支援員との間で対象労働者ごとに契約が締結されること

＜支給額＞

支給期間は、２年間（精神障害者は３年間）支給対象期（６カ月）ごとに支給されます。

◆雇用型または業務委託型による配置の場合、下表に示す１人あたりの月額に、実際に就労した月数を乗じた額

	中小企業	大企業
短時間労働者以外	４万円	３万円
短時間労働者	２万円	1.5 万円

◆委嘱による配置の場合
委嘱による支援回数×１０，０００円
但し、支援を実施した月数に上の表の対象労働者１人あたりの月額を乗じた額が上限となります。

※職場支援員には、一定の資格が求められます。その他詳細は、お尋ね下さい。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

あとがき

今年も１２月を残すのみとなりました。

１年があっという間に過ぎていくと感じるのは、やはり歳を重ねた所為なのか？昨年、実家より貰って植木鉢に植えておいた「花キリン」が、１年掛けてやっと一輪咲きました。来年はもっともっと綺麗に咲かせてくれるでしょうか？

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

子どもと絵本

大隈昭子

子どもは、絵本が大好き。絵本を読んであげると、子どもたちは、そーっと集まって来るのです。子どもたちとすぐに仲良くなれるので、私も絵本が大好きです。

息子たちがまだ幼かった頃、読み聞かせた沢山の絵本があります。

この沢山の絵本を活用して定年後には自宅で「子ども文庫」を開きたいなと思っていました。

でも、その夢はまだ実現していません。

子どもが生まれて初めて出会った絵本は、いないいないばあ（松谷みよ子/文・瀬川康男/え：童心社）だったと思います。

保育園の保育士をしていた頃、まだ言葉も出ない赤ちゃんでも、いないいないばあの絵本に、興味を示します。

「いないいない」と読みながら顔を両手で隠すと子どもたちは、みんな一斉に同じ仕草をします。

「ばぁー」で、両手を下してみんなの顔を見ると、子どもたちは嬉しそうに「バアー」と歓声をあげるのです。

何度も何度も同じことを繰り返しても、子どもたちは飽きることを知りません。

大きな声を上げて喜ぶ子どもたちの姿は、今でも目に焼き付いています。

日本小児科医会のポスター

子どもたちは、家庭でも保育園でも絵本を通して「親と子」「大人と子ども」の結びつきを求めているのだと思います。

小さい頃は、抱っこされて安心した雰囲気の中で、絵本を読んでもらうことで、大好きなお母さんやお父さんの愛情を感じながら育つのだと思います。

私が、子育てをしていた時代は「テレビに子守りをさせないで！」と言われたものです。

先日、病院の待合室で手にした本に「スマホに子守りをさせないで！」の記事が載っていました。

“テレビ”が“スマホ”に変わっただけで、いつの時代も同じだなぁと思ったりします。

私が手にした本、絵本のある子育てには、“絵本その魔法の力”“美しいものへの感性”“心の土壌を耕すことから”“家庭に静かな時間を”などの見出しが並んでいました。

子どもが子どもらしく生きていくことが難しい時代に「ちょっとだけ立ち止まって」考えなければならないと思いました。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

12月退職者の保険料

Q&A

Q：１２月に退職する従業員の社会保険料は、控除の対象ですか？

A：社会保険の資格喪失は、退職日の翌日です。１２月の何日付の退職ですか？

Q：１２月１５日に退職します。

A：この方の場合１２月１６日が資格喪失日になりますので、１２月の社会保険料は発生しません。

Q：１２月１０日に賞与を支給していますが、その保険料はどうなりますか？

A：その賞与の社会保険料も控除対象ではありません。

Q：月末に退職する場合は、違うのですか？

A：月末退職の場合は、その翌日（１月１日）が喪失日となりますので、１２月支給の給与と同じように賞与についても、控除の対象となります。

法改正情報　65歳以上も雇用保険の対象者

平成２９年１月１日より、６５歳以上の労働者も「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

主な改正点は次のとおりです。

①平成２９年１月１日以降に新たに６５歳以上の労働者を雇用した場合は、「資格取得届」が必要となります。

②平成２８年１２月末までに６５歳以上の労働者を雇用し、平成２９年１月１日以降も継続して雇用している場合は、適用対象となりますので「資格取得届」が必要です。

③平成２８年１２月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成２９年１月１日以降も継続して雇用している場合は、届出は不要です。

シチメンソウが紅葉
佐賀市東与賀海岸

シチメンソウが紅葉していると聞いて“シチメンソウってなに？”と佐賀市の東与賀海岸にでかけました。

この写真がそのシチメンソウです。

シチメンソウは、西日本の干潟に群生するアカザ科の一年草で、「海の紅葉」と呼ばれています。

前年の１２月下旬に芽吹き、秋の紅葉までの色の変化を七面鳥の顔色変化にたとえて名づけられたそうです。

干潟には、沢山のむつごろうやトビハゼ、が飛び跳ね、そしてシオマネキ（蟹の一種）が干潟の穴からでてきて、見ているだけで癒されました。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

あとがき

障害年金の審査請求（2級から1級へ）が認められました。

年末のこの時期に嬉しい決定通知書が届きました。

代理人としてかかわった障害年金の審査請求（２級から１級へ）が認められた決定通知書でした。

これは、お父様が子どものためにと、医療機関に相談し、陳述書をつくりと、がんばられた結果です。

今年は、いくつもの障がい者福祉施設とのご縁がありました。

改めて障害者福祉の充実のために、いっそう努力が求められていると感じています。

人事労務センターホームページ
http://roumu.b-souken.com